政　令

公職選挙法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年四月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十号

公職選挙法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十五号）附則第一条及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十三号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十五号）及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十三号）の施行期日は、平成二十九年四月十日とする。

総務大臣　山本　早苗

内閣総理大臣　安倍　晋三

公職選挙法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年四月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十一号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十五号）及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十三号）の施行に伴い、並びに公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条第一項、第七項及び第八項、第二百七十条第二項並びに第二百七十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「いう。以下この条及び第三十五条第二項において」を「いい、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第九十二条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第十四条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者並びに法第四十九条第七項に規定する実習生（第五章において「実習生」という。）を含む。以下」に改める。

第二十三条の三第一項中「においては」を「には」に、「第百四十二条第四項及び第五項」を「第百四十二条第六項及び第七項」に、「場合にあつては」を「場合には」に、「はり付けて」を「貼り付けて」に改め、同条第二項中「においては」及び「にあつては」を「には」に改める。

第五十条第六項中「船員（船員法第一条に規定する船員をいう。）をいう。以下この章において」を「者に限る。第五十九条の六の二各号を除き、以下」に改める。

第五十一条第一項中「船員手帳」の下に「（当該船員が実習生である場合には、法第四十九条第七項に規定する船員手帳に準ずる文書）」を加え、同条第二項中「前項の場合に」の下に「ついて」を、「船員手帳」の下に「（当該船員が実習生である場合には、法第四十九条第七項に規定する船員手帳に準ずる文書）」を加える。

第五十五条第六項中「船舶」を「指定船舶又は同項に規定する指定船舶以外の船舶であつて指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるもの（以下この章において「指定船舶等」という。）」に改め、同条第七項中「第四十九条第八項各号」を「第四十九条第九項各号」に改め、同条第八項中「若しくは第六項」及び「第五項の」を削り、「又は前項の」を「、指定船舶等の船長又は」に改め、同条第九項中「船員法第二十条の規定により船長の職務を行うべき」を「船舶の船長の職務を代理すべき」に改め、「特定国外派遣組織の長」の下に「、指定船舶等の船長」を加える。

第五十九条の五の四第一項中「において単に」を「及び第百四十二条第二項において」に改める。

第五十九条の六の見出し中「指定船舶」を「指定船舶等」に改め、同条第一項中「法第四十九条第七項に規定する船舶（以下この条において「指定船舶」という。）を「指定船舶等」に、「当該指定船舶」を「当該指定船舶等」に、「船員法第二十条の規定により当該船長の職務を行うべき」を「当該船長の職務を代理すべき」に、「第五十五条第六項」を「同条第六項」に、「この条において単に」を「この章において」に改め、同条第二項中「指定船舶」を「指定船舶等」に改め、「この条において」を削り、「ファクシミリ装置」の下に「（第九項において「投票送信用ファクシミリ装置」という。）」を加え、「、同項」を「、同条第七項」に改め、同条第三項中「第九項」の下に「及び第五十九条の六の三第七項」を加え、「この条」を「この章」に改め、同条第四項中「並びに当該」を「、当該」に改め、「属する市町村名」の下に「並びに法第四十九条第七項の規定による投票に係る請求である旨」を加え、「指定船舶」を「指定船舶等」に改め、同条第六項中「規定するファクシミリ装置」の下に「（以下この項及び第十四項において「投票受信用ファクシミリ装置」という。）」を加え、「そのファクシミリ装置」を「当該投票受信用ファクシミリ装置」に改め、同条第七項中「指定船舶」を「指定船舶等」に改め、同条第八項中「指定船舶」を「指定船舶等」に、「受けた場合」を「受けたとき、並びに第五十九条の六の三第三項又は第四項の規定により当該選挙の投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付又は引渡しを受けたとき」に改め、同条第九項中「この項」の下に「及び第五十九条の六の三」を、「である旨」の下に「とし、当該船員が実習生である場合には、その氏名、住所及び選挙人名簿登録証明書の交付年月日並びに実習生である旨とする。」を加え、「第二項に規定するファクシミリ装置」を「投票送信用ファクシミリ装置」に改め、同条第十一項を次のように改める。

11　第三十二条及び第五十六条第三項から第五項までの規定は、法第四十九条第七項の規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十二条	市町村の選挙管理委員会	船長
	投票所において選挙人が投票の記載をする	法第四十九条第七項に規定する不在者投票管理者の管理する
	投票用紙	投票送信用紙
第五十六条第三項	前二項	第五十九条の六第八項から第十項まで
第五十六条第四項	第一項又は第二項	第五十九条の六第八項から第十項まで
	投票用紙	投票送信用紙の投票記載部分（第五十九条の六第三項に規定する投票記載部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）
	これを投票用封筒に入れて封をし、その封筒の表面	投票送信用紙の必要事項記載部分（第五十九条の六第三項に規定する必要事項記載部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）